

(仮称) 鳥羽ホテルプロジェクトに係る簡易的環境影響評価書
環境影響評価委員会 小委員会 議事概要

日時：令和8年6月10日（水）10：00～12：00

場所：JA三重健保会館 3階 大研修室

委員：（簡易評価書 p. 260 等）予測・評価に関して、丁寧に重要な種を選定されていると思いました。予測結果については、それぞれの生息地に対して伐採するかなどを、まとめられていますが、ハルリンドウやナルコビエは草地に生育しており、その範囲が限定されていると記載されています。図面では、草地がどの場所にあるのか分からないため、教えてください。

事業者：事業範囲に森林や草地、砂浜などがありますが、こちらは空撮写真で整理しています。ご指摘のハルリンドウが生育するような場所はないと考えています。というのも、草地については放置されており、管理されていない状況で、一般的な草丈が低い状態ではありません。

委員：（簡易評価書 p. 260 等）草地が存在していて、伐採する範囲もあることが記載されています。森林の場所は明示されていますが、草地の範囲が少ないということは、どこを見れば確認できますか。

事業者：（簡易評価書 p. 15、p. 17）ご指摘のとおり、樹木の伐採範囲は示していますが、草地については整理していません。ただ、造成する範囲については評価書 p. 17 に整理しており、第5工区の左側の切土範囲は、高木が存在していないところであるため、こういった場所が草地にあたると整理しています。

委員：（簡易評価書 p. 260 等）予測結果について、影響がある、影響は小さい、影響は極めて小さいの3つで区分されていますが、改変する場所がないものも、改変範囲が小さいものも、影響が小さいとしています。同じ結果ではないと考えられます。

委員：対象種の中には、あまりリスクが高くない種もいれば、絶滅危惧種もありますが、それらに対する影響が全て同じであるということも気になりました。

事業者：例えば、湿地やため池といった水域環境がなく、主な生育環境が存在しない水生植物については、影響は極めて小さいと評価しています。一方で、主な生息・生育環境が存在し、改変を行わないものと、改変は行うけれども改変範囲が小さいものに対して、同一の評価をしていることについては、措置報告書で修正を検討していきます。

委員：（簡易評価書 p. 252）ヒメハシゴシダについて、山地の森林に生育すると記載されていますが、私が調べた限りでは、湿った岩場など水が多く、日当たりが良い場所に生育すると考えられますので、一度確認してください。

事業者：生育環境等については、基本的に三重県レッドデータブックを参照しているところですが、ご指摘いただいたことも踏まえ、他の項目も含め一度見直し、必要に応じて措置報告書で修正してまいります。

委員：環境保全措置に関してですが、本事業で緑化は行いますか。

事業者：建物や通路以外は、主に在来種を用いて緑化する予定です。

委員：環境保全措置の内容には、そのことが記載されていないため、緑化に使用する種についても検討をお願いします。

委員：（簡易評価書 p. 9）造成森林と造成緑地については、両方森林という理解で良いでしょうか。

事業者：造成森林という単語は、森林法で使用される用語です。造成緑地というのは、ホテル景観の観点から緑地とする範囲で、それぞれ目的が異なります。

委員：（簡易評価書 p. 17）切土と盛土の量のバランスをとり、場内利用を行う計画ですが、実際に現場から発生する切土の土が、盛土に適している土であるか確認されていますか。

事業者：ボーリング試験を実施したところ、深層部は軟岩であることから、必要に応じて10cm～15cm 未満に砕いたものを使用する予定です。排水性の良い盛土に適した土であると考えています。

委員：（簡易評価書 p. 220、p. 221）検討された盛土の安定性の断面については、第4工区と第6工区が最も高い法高ということで、この断面を設定されていますが、海岸近くの土石流の指定がされている場所や、急傾斜地に対して何か対策はされていますか。

事業者：土石流のところには、盛土は行わず、杭式土砂流出防止柵を計画しています。急傾斜地については、ネット上でアンカーを打ち込み、斜面の安定化を図ることを検討しています。景観の観点から、その場所（アンカーネット工法を施した場所）については、厚層吹付と植林を行う計画で進めています。

委員：急傾斜地については建物が建つため、そういった対策が講じられ、土石流（谷地）のところは対策のうえ、人が入らないようにする計画ということでしょうか。

事業者：杭式土砂流出防止柵を建てるため、入れなくなります。

委員：（簡易評価書 p. 220）部分的に弱い地盤が見つかったため、セメント改良土を使用するとのことですが、大規模な盛土で、かつ上部に構造物が建てられることを考慮すると、何らかの排水対策が講じられるものと考えられますが、セメント改良土を使用することによる水質への影響は検討されていますか。

事業者：セメント改良土の上部に排水管を鱗状に設置し、浸透水はそこから排水する計画と

しています。過去に、ミニゴルフ場であったと想定される場所で、粘性土がある箇所について、セメント改良することを検討しています。

委員：セメント改良土による水質への影響については、対策されているという理解で良いでしょうか。

事業者：そのとおりです。

委員：（簡易評価書 p. 222）今回は、地盤の安定性について検討されていますが、建設する建物の写真を見た限りでは、どういった基礎、どれくらいの規模の建物が建つかがわかりません。建物が上にある状態での安定性という意味では疑問が残ります。特に、地震時の計算結果においては、安全率が 1.013 ということで、大規模地震に対してギリギリのところになります。この断面上で、どういった構造物が建つかは決まっているのでしょうか。

事業者：このエリアについては、具体的な検討はされていません。第 1 工区と第 2 工区については検討が進んでおり、建築物の柱部分で支えるため、土部に荷重がかからないように設計しています。盛土を行う場所においても、おそらく第 1 工区と第 2 工区と同様に、建築躯体を基礎とする計画になると想定しています。

委員：盛土の場所によっては、深部に杭を打つ必要があるため、土地の改変に近い行為を行う可能性もあると考えられます。今後、具体的な建物が決まってきた段階で、安定計算を行い、改めて土地の安定性について検討してください。

事業者：そのようにいたします。

委員：（簡易評価書 p. 180、p. 181）交通量の予測について、予測地点を 2 箇所とっている県道 750 号線は、それなりの交通量があるものと見受けられます。その交通量に対して、工事車両がどれだけ上乗せされるかを予測した結果、交通量の増加は低いという評価になっています。一方で、安楽島リゾート 1 号線は交通量がかなり低く、加えて（県道 750 号線の）2 地点を合わせた交通量増加となることを踏まえると、周辺住民の方は、交通量が相当程度増えたように感じると思います。したがって、評価はその地点でも、実施すべきではないでしょうか。

事業者：安楽島リゾート 1 号線については、交通量データが無く、国交省の道路交通センサスの調査地点が近傍にあった 2 地点で予測しました。ご指摘のとおり、安楽島リゾート 1 号線は予測地点とした県道 750 号に比べ交通量が少なく、負荷率は高くなりますが、既存のデータをもとに予測を行ったものです。

委員：簡易アセスであるため、文献の範囲で調査することは理解できますが、（安楽島リゾート 1 号線については）現状の予測結果である交通量増加率よりもはるかに上回ると予想されることは、明記すべきと考えます。定性的であったとしても、評価する必要があるのではないのでしょうか。

事業者：安楽島リゾート 1 号線の沿道にある住宅地について、定性的な評価を行い、措置報

告書に掲載したいと考えます。

委員：（簡易評価書 p. 229 等）工事による生息地の改変は限定的であるため、影響は極めて小さいと評価しているが、その判断基準をお教えてください。

事業者：限定的というところについては定性的なものであるが、国交省が基準として用いている 30% 程度の改変を参考としています。

委員：その基準内であれば、影響は極めて小さいということで良いでしょうか。

事業者：影響が極めて小さいと評価するのは、生息地が無い場合であるため、先ほどの植物の予測での指摘と同様に、改めて評価の内容を見直し、措置報告書で修正していきたいと考えます。

委員：（簡易評価書 p. 229 等）人が存在することにより、動物が忌避してしまうことも考えられることから、環境が維持されるため影響が極めて小さい、と評価するのは過言かと思えます。

事業者：ホテルの跡地であり、当時同じような利用がされていたことや、残置する森林区域があることも踏まえ、そういった評価としております。

委員：人がその場所に居ることを論点としており、単に更地に建てることや森林を残すから、ということではないと思います。環境は維持されると記載されていますが、実際には環境が変わっていくため、それに応じた予測・評価を行っていただきたいと考えます。

委員：伊勢湾の反対側にある伊良湖岬については、特に秋季ですが、渡り鳥にとって非常に重要な名所にあたります。伊勢湾などを渡る際には、できる限り陸地に近い場所を通る傾向にあり、答志島や坂手島に着地するなど、林の中で鳥類が休むことも想定されます。今回の簡易アセスにおいては、渡り鳥のことが何も記載されていないため、評価としては不十分であると考えられます。渡り鳥の観点からは、今回の事業地が重要な地点であることも十分あり得ますので、予測・評価は必要と考えられます。鳥類が休める環境に人が居るのと居ないのとでは、鳥類にとっての環境としてはかなり異なってくるため、そういった環境の変化も含めて予測・評価をすべきと考えます。

事業者：ハチクマ、サシバ等の渡り鳥の予測についても、措置報告書に追記したいと考えます。

委員：渡り鳥が見れる環境というのは、ホテル事業にとってもメリットになると思いますので、鳥類について十分な配慮をしていただきたいと考えます。

委員：（簡易評価書 p. 176）使用する重機については、第 1 工区と第 2 工区での工事時ににおいて想定されていますが、最も影響が生じそうなのは、第 3 工区と第 4 工区になると考えられますが、その工区において評価しなかった理由をお教えてください。

事業者：その工区は第1工区と第2工区と比較してホテル棟の数も少なく、工事車両の台数も少ないため、工事のピーク時は第1工区と第2工区に設定したものです。

委員：音が小さかったとしても、住居等が近接している場所であれば、影響が大きくなるため、その地点での評価をきちんとしたほうが、近隣住民への配慮という観点から望ましいと考えます。

事業者：（簡易評価書 p. 10）現時点では、第3工区から第6工区の施工計画が未定となります。ただし、全体の工事工程の計画から、工事ピークは第1工区と第2工区になることは明らかであるため、その時点をもって評価しています。第3工区から第6工区において、施工計画が固まった段階では、騒音等の遵守すべき基準や環境保全対策を検討していきます。

委員：今回の委員会で扱う範囲としては、第1工区及び第2工区のみということですか。それとも第1工区から第6工区まとめて評価するのでしょうか。

事業者：第1工区及び第2工区のみではなく、準対象事業実施区域の範囲である第1工区から第6工区がアセスの対象となります。

委員：第3工区から第6工区については、改めて委員会で審議するというのでしょうか。事務手続上はどうなりますか。

事務局：今回のアセスの対象は、第1工区から第6工区になるため、それらをトータルに評価する必要はあります。一方で、代表地点の評価で十分ということであれば、そのまま手続を進めていただいても結構です。ただし、事業計画が大幅に変わるなど、評価の結果が異なってくる場合については、再手続を行うことはあり得ます。

委員：わかりました。総合的に評価していただければと思います。

委員：（簡易評価書 p. 17）第1工区及び第2工区から発生した土砂について、後の工区で盛土として使用されるとのことですが、その土砂はどこに保管されるのでしょうか。

事業者：保管は行わずに、計画高さに達しない範囲で、盛土を計画している工区において盛土を行っていきます。

委員：第1工区と第2工区の工事期間においても、第4工区や第6工区で盛土の工事を行うということですか。

事業者：運搬や盛土、転圧は行う予定です。

委員：（簡易評価書 p. 10）工事工程から見ると、工区ごとに工事期間を設定していますが、第1工区と第2工区の工事期間においても、他の工区で工事を行うのであれば、それらも含めて全体で評価すべきと考えます。また、第1工区と第2工区が影響のピーク時であったとしても、（第4工区等の住居の）近場であれば影響が大きくなるため、その観点からの検討もすべきと考えます。近隣住民の方に対する影響が最小限となるよう、評価を行っていただくようお願いします。

委員：今回の工事工程を見る限りでは、初めから盛土をしてくようには捉えられませんでした。

た。造成とは意味が異なるのかもしれませんが、第1工区・第2工区と同時期に盛土を行っていくということであれば、私たちの受け止め方も変わってきます。同時期に工事を行わないことを前提に考えており、誤解を招く表現だと考えられますので、それも含めて見直して頂きたいと思います。

事業者：一度検討のうえ、必要に応じて措置報告書に反映していきます。

委員：（簡易評価書 p. 192）敷地境界において予測値 73dB というのですが、実際の工事の現場からは離れた地点になるのでしょうか。また、その予測値から大きくなることは無いとの理解で良いでしょうか。

事業者：（簡易評価書 p. 191）評価地点は、マンションの近くの敷地境界としています。環境保全措置を講じることにより、その数値以下に抑えることができると考えています。

委員：（簡易評価書 p. 215）9箇所合併浄化槽を設け、管理していくとのことですが、9箇所それぞれでモニターをするのでしょうか。それとも1箇所の排水口で管理されるのでしょうか。伊勢湾の総量規制の対象になるため、濃度に加えて排水量の管理が必要であるという観点から、管理方法をお教えてください。

事業者：9箇所それぞれで管理するかについては、今回の出席者からはお答えできませんが、排出口においては管理をしていきます。今回の評価書においては、9箇所からの排水を合流させた後の濃度管理を評価しています。一方で、総量規制の観点については、評価書の中で取り扱っていませんが、施設供用後は濃度と流量について適切に管理していきます。

委員：流量計などを付けて、総量規制に対応していくということで良いでしょうか。合併浄化槽でのモニターの方法についての記載がなかったので、次は考えてもらいたい。

事業者：一度、内部で確認します。9箇所それぞれでモニターするかどうかについて、措置報告書での追記を考えます。

委員：（簡易評価書 p. 186）鳥羽高校測定局の風のデータを用いて予測されていますが、安楽島は標高差もあり、形状が複雑な土地と考えられるため、粉じんの影響を評価するうえで、使用するデータとして適切であるか教えてください。

事業者：今回、最寄りの観測地点が鳥羽高校であったため、そこを選定しました。海風が強いという特徴は同じであったため、そのデータを事業地に置き換えた場合を想定して予測しました。

委員：（簡易評価書 p. 75）生態系について、食物連鎖の模式図が示されていますが、栄養段階としては誤りではないものの、生物同士の関係性から生態系を見るという観点からは、正しく記載されていないと思います。個々の種として代表的なものが挙げられていると思いますが、例えば、肉食昆虫類として記載のあるトンボは、草食昆虫類として挙げられ

ているバッタ等を食さず、バッタ等はヤブラン等を食草としないと考えられます。予測・評価においても上位種だけを評価しており、それぞれの栄養段階が居るから問題がないという風に読み取れる点も気になります。

事業者：通常、市町村の動植物誌も参考としているが、鳥羽市においては整理されていないため、動植物の種数が伸びませんでした。食物連鎖については、草食昆虫類などのカテゴリ単位では成立していますが、文献で挙げられている種まで記載すると、種同士の関係性は矛盾する部分がどうしても出てきてしまうため、その点をご理解いただきたいと思います。

委員：限られた資料での調査ということは理解しました。環境が変化する時に優占種や希少種さえ維持されれば良いという訳ではなく、（普通種であっても）餌生物のいる環境が保証されることも重要ですので、そういった点を意識すると良いと考えます。